

食品に残留する農薬等の ポジティブリスト制度(補足資料)

一律基準とは？

一律基準設定の前提

国内外で使用される農薬等

- 使用に先立ち、毒性などの評価の実施
- 使用対象作物や使用量などの制限
- 使用方法や食品に残留する限度
(残留基準)を設定

一律基準が適用される場合

- 1 いずれの農作物等にも残留基準が設定されていない農薬等が農作物等に残留する場合
- 2 一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該農薬等に関する基準が設定されていない農作物等に残留する場合

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき 定める残留基準（暫定基準を含む。）の 主な類型

- 1 農薬等・農作物等ごとに定める基準
- 2 許容一日摂取量（ADI）を設定できない
農薬等に定める「不検出」の基準
- 3 抗生物質等（1の基準を定められている
ものを除く。）を対象とする「含有してはな
らない」とする基準

一律基準設定の考え方(最終案)

○ 許容量の検討

- 国際的な評価に基づく「許容される暴露量」
 - JECFAによる香料の評価
 - 米国FDAによる間接添加物の評価
- 国内又はJMPPR若しくはJECFAでこれまで評価されたADI

→ 許容量の目安として $1.5\mu\text{g}/\text{day}$ を用いることが妥当

○ 暴露評価の検討

国民の摂取量を踏まえ、一律基準によって規制される農薬等の摂取量が $1.5\mu\text{g}/\text{day}$ を超えることがないよう、一律基準として 0.01ppm を定めることとする。

一律基準設定の留意事項

- JECFA等にADIが $0.03\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 未満の農薬等基準を設けない農産物等があるものについては、個別に分析法を定め、「不検出」として管理する。
- 地方公共団体等による監視指導に際して用いられる分析法の定量限界により、一律基準最終案(0.01ppm)まで分析が困難と考えられるものについては、各分析法の定量限界に相当すると考えられる値をもって実質的に一律基準最終案(0.01ppm)に取って代わる基準を定める。

対象外物質とは？

対象外物質指定の考え方(最終案)

一般に使用されている農薬等及びその農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを指定する。

- 1) 食品安全基本法第11条の規定に基づく食品健康影響評価により許容一日摂取量(ADI)の設定が不要とされた農薬等
- 2) 農薬取締法に規定する特定農薬
- 3) 残留の程度等により人の健康を損なうおそれのないことが明らかである農薬等

暫定基準とは？

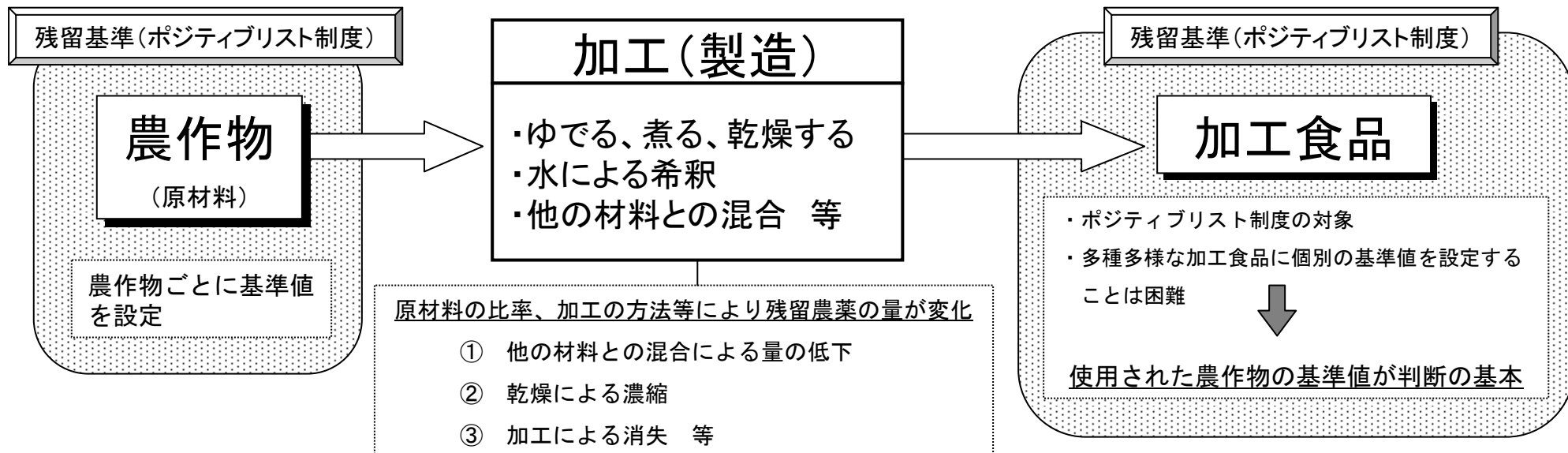
「不検出」とする農薬等

- 遺伝毒性を有する発がん性物質であるなど、閾値が設定できない農薬等
- 国際機関でADIが設定できないと評価されている農薬等（食品健康影響評価を優先的に依頼するものを除く。）
- 国際機関においてADIが $0.03\mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 未満とされた農薬等又は既に「不検出」とする基準が基準設定対象農作物等以外の農作物等に設定されている農薬等

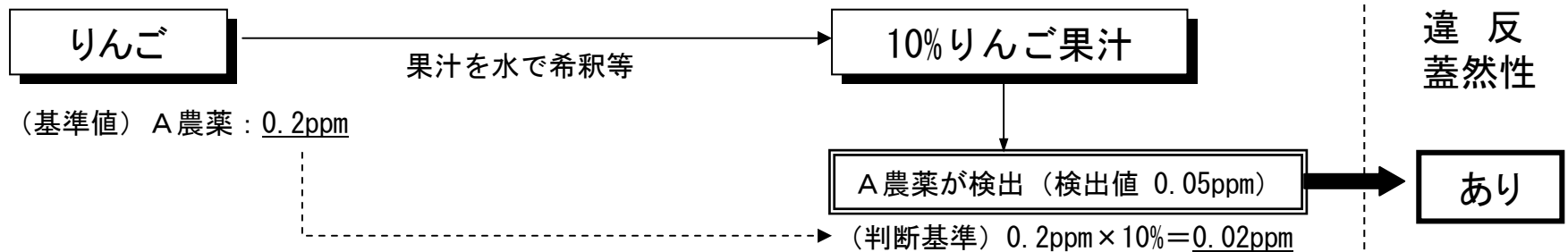
加工食品の取扱い

- コーデックス基準が設定されている加工食品は、暫定基準を設定する。
- 暫定基準が設定されていない加工食品のうち、残留基準に適合した原材料を用いて製造又は加工されたものは、原則として、販売等を可能とする。
乾燥等の加工を行った食品の監視指導では、水分含量をもとに試算した値により原材料での違反の蓋然性を推定するなど、効率的な手法を用いる。

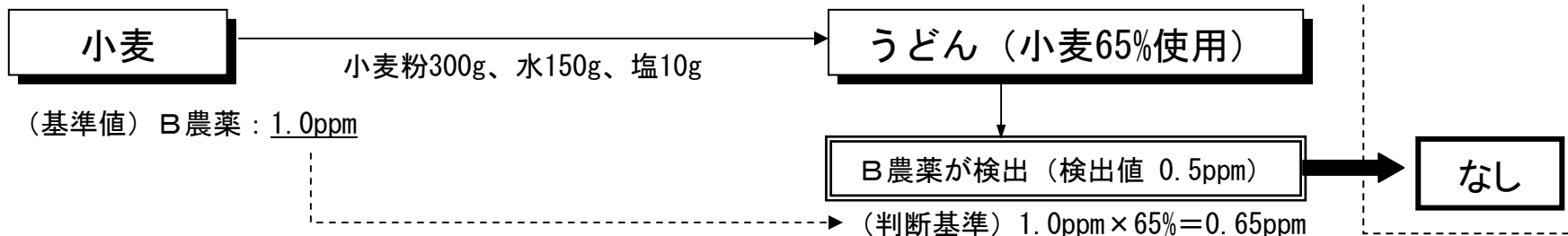
加工食品への残留基準値の適用について



例1



例2



国外で使用されている農薬等に関する 残留基準設定等を要請する制度

我が国に輸出が想定される農畜水産物
に対する使用が新たに認められた農薬
等については、我が国においても残留
基準の設定及び改正を行うよう国外から
要請することができる。

「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正
に関する指針について」

（平成16年2月、厚生労働省食品安全部長通知）

内閣府食品安全委員会による調査審議

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に対する食品安全委員会の意見

- 食品安全基本法第23条第1項第5号の規定に基づく調査審議。平成17年4月28日、厚生労働大臣に対して以下の内容を意見具申
 - 1 暫定基準設定物質の再点検
 - 2 暫定基準リスク評価計画の策定
 - 3 対象外物質の指定根拠の明確化
 - 4 暫定基準に関する公定検査法の策定
 - 5 リスクコミュニケーションの実施
 - 6 食品安全委員会への報告

分析法の開発

分析法の開発

- 国立医薬品食品衛生研究所を中心に検討
- 一斉分析法をできるだけ採用するとともに、高感度かつ
実用可能な方法の採用
- 標準品は、試験法の開発と併せて整備
- 平成17年8月に分析法のこれまでの検討状況を公表
- 可能な限り、告示日（施行は6ヶ月後）までにとりまとめ

食品中における 農薬の残留実態

平成 1 2 年度及び平成 1 3 年度残留農薬調査結果と暫定基準（第 2 次案）等との比較

調査年度	国産・輸入の別	基準超過が見つかった農薬・農作物の組み合わせ	基準超過となった基準の種類 注 1	基準超過が見つかった農薬・農作物の組み合わせ	検査実施件数中の基準超過率 (超過件数/検査件数) 注 2
平成 1 2 年度	国産	34	一律基準	19	0.02% (54/231, 166)
			コーデックス	1	
			登録保留基準	6	
			海外基準	2	
			現行基準	6	
	輸入	17	一律基準	9	0.05% (126/236, 015)
			コーデックス	3	
			登録保留基準	2	(補正)
			海外基準	3	0.01% (30/236, 015)
			現行基準	0	
平成 1 3 年度	国産	30	一律基準	20	0.02% (40/225, 071)
			コーデックス	1	
			登録保留基準	5	
			海外基準	2	
			現行基準	2	
	輸入	32	一律基準	23	0.15% (450/306, 694)
			コーデックス	4	
			登録保留基準	2	(補正)
			海外基準	3	0.02% (58/306, 694)
			現行基準	0	

注 1) 一律基準を仮に 0.01 ppm とした場合。

注 2) (補正) は、超過件数の約 8 割を占める組み合わせを除いた場合。